

## 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会規約

### (協議会の設置)

第1条 佐世保市、江迎町及び鹿町町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (協議会の名称)

第2条 協議会は、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会と称する。

### (協議会が担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 合併に関する協議
- (2) 合併特例法第6条の規定による合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

### (協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、佐世保市八幡町1番10号佐世保市役所内に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、1市2町の長が協議して次条第1項第1号から第3号までの規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 1市2町の長
- (2) 1市2町の議長及び1市2町の議会がそれぞれ推薦する議員各2名
- (3) 1市2町の長が協議して定めた、学識経験を有する者17名以内（学識経験を有する者1市2町各4名、その他5名以内）
- (4) 1市2町の長のいずれかが会長を務める場合、会長の属する市又は町の

職員のうちからその長が指名した者

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長が事故あるとき又は欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整し、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第13条 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会の下に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局の職員)

第15条 事務局の職員は、1市2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(会計)

第16条 協議会に要する経費は、1市2町の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第17条 協議会の出納の監査は、会長が1市2町の監査委員のうちから協議会の同意を得て2名を委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を協議会の会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第19条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員並びに第10条第4項の規定により会議に出席する者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、報酬は、1市2町の長及び会長が必要がないと認める者については、これを支給しない。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。